# 

協議項目行政連絡	機構等の取扱い		:	細 項 目			
事務事業名 行政連絡	機構等に関すること、広報配付シス	テム等に関すること	-	専門部会名 1	企画部会、総務部会	分科会名	企画分科会、総務分科会
広報配付   1 市から   法につい   2 配付報	システム等に関することについては 配付者までの送達方法については、 ては、新市移行後も当分の間現行ど 償費等については、新市移行後速や	関係自治組織・団体と協議し、新市移	行後速やかに調整する。ただ は、それぞれの旧市町の例に。	し、合併する年度は よる。	、それぞれの旧市町の		配付者から住民への配付方
項目		事 務 事	業の現	況			体的な調整内容
块 日	西条市	東予市	丹 原 町		小 松 町	共	体的な調整内合
行政連絡機構等に関すること	西条市連合自治会(379自治会) 【報償費】 該当なし	東予市連合自治会(112自治会) 【報償費】 該当なし	丹原町区長会(30地区) 【報償費】 区長手当 均等割 45,000円/ 戸数割 200円/ (40,000円/年限度 副区長手当 区長手当×0.2 部落長手当 均等割 3,000円/ 戸数割 200円/ 【特記的活動状況】 地域要望に関すること 転作の取りまとめに関すること 地域住民の福祉活動に関すること 上記以外の自治活動等に関すること	【報償費】   自治会長謝   (戸   (草   /戸   【特記的活動   放送塔等で		会長(区長等)	行政連絡機構のあり方及び自治 報償費については、新市移行後 さおりとし、自治会(区)の意向 )整する。
広報配付システム等に関すること	【広報配付の流れ】(基本) (配付者までの送達方法) 市 委託業者 自治会等 (配付者から住民への配付方法) 自治会等 住民 一部郵送 【配付報償費】 自治会等への謝礼 平坦部 @14円/部×12月 山間部 @14円/部×12月×1.5	【 広報配付の流れ】(基本) (配付者までの送達方法) 市 公民館文書配付員 広報員 (配付者から住民への配付方法) 広報員 住民 一部郵送等 【配付委託料】 広報員委託料 9戸まで 3,000円/年 10戸から15戸まで 3,500円/年 16戸から29戸まで 4,300円/年 30戸以上 4,800円/年	【広報配付の流れ】(基本) (配付者までの送達方法) 町 職員 小組合長 (配付者から住民への配付方法) 小組合長 住民 一部郵送 【配付報償費】 小組合長への謝礼 @420円×戸数(1年) 【放送責任者制度】 謝礼 @4,500円/年	(配付者まで 町 職員 (配付者から 組長 住 【配付報償費 組への謝礼 組 割	住民への配付方法) :民	自治組織・団体し、 市町の例による。 また、お前を は、新する。 配付報の質に 調整するの例による。 で、新市町の例により で、新市移行	から住民への配付方法について も当分の間現行どおりとし、随時 については、新市移行後速やかに し、合併する年度は、それぞれの

### 先 例 地 の 事 例

### 〔さぬき市〕

自治会・行政連絡機構の取扱い

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 行政配布物の配布方法は、現行のとおりとし、配布日は毎月15日とする。

### 〔宇摩合併協議会〕

行政連絡機構(広報・広聴)

広報紙等の配布及び市と市民のパイプ役としての機能を併せた組織として、統一整備する。

### [南宇和合併協議会]

行政連絡機構の取扱い(行政協力員等)

- 1 行政連絡機構(区長会)については現行のまま新町に引き継ぐ。
- 2 報酬等については、合併後調整する。
- 3 行政区に対する運営費補助については、新町において検討する。

### 〔静岡市〕

### 行政連絡機構の取扱い

行政連絡機構については、当面現行どおりとし、合併後に町内会・自治会等住民自治組織と協 議するものとする。

ただし、広報紙等の配布の行政連絡事務については、町内会・自治会等住民自治組織と協議の 上、合併時までに、新市における取扱いを検討するものとする。

### 〔つくば市及び茎崎町合併協議会〕

### 行政連絡機構の取扱い

行政連絡機構については、合併年度は現行どおりとし、速やかに調整し、統一に努めるものと する。

解説: 行政連絡機構(区会・自治会など)は、急激な変化を緩和する必要性から、合併年度 については、現行どおりとしましたが、新市における一体性の確保の観点からも速やか に調整し、統一に努めることにしました。

協議項目	<b>各種事務事業(上・下</b>	水道事業関係)の取扱い				細項目	水道事業関係		
事務事業名  水	K道事業					専門部会名	上下水道部会	分科会名	水道分科会
2 調整方針 4 5	水道料金については、 加入金については、 手数料については、	認可)については、新市移 、新市移行後も当分の間現 東予市の例を基本に調整す 西条市、小松町の例を基本 及び黒谷水道の水道料金等	行どおりとし、 る。ただし、再 に調整する。	随時調整する。 設加入金については、	20,000 円と		<b>量水器使用料につい</b> う	ては、水道料金の量水	器使用料に準じて調整
区分		事務	事	業	<b></b>	現況			- 具体的な調整内容
	西 条	市	東	予 市	丹	原町	小	松町	一共体的な調整内合
1 (	部では、10年の大学学院のでは、10年の大学学院のでは、10年の大学学院のでは、10年の大学学院のでは、10年の大学学院、10年の	計画給水人口1,500人 計画給水人口1,500人 計画給水人口500人 計画給水人口2,600人 が 計画給水人口5,000人 が 計画給水人口1,040人 計画給水人口1,500人	計画 1 単元 14 年度に で 14 年度に で 14 年度け、 で 15 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で	上水道 度…平成14年度 水人口…33,800人 日最大給水量…19,000 ㎡ 京事業を実施中 成10年度~20年度	2 ( 平更	年度…平成10年度 [給水人口…11,800人 [11日最大給水量…6,000 [12] 間易水道 年度…取9年度 [給水人口…3,400人 [1] 1日最大給水量…1,64 [1] 1日最大給水量…1,64 [1] 1日 平成 15 年度~16	計画 1   小松町上水道	度…平成4年度 水人口…9,980人 日最大給水量…5,030 ㎡	新市移行後も当分の間現行とし、随時調整する。

協議項目	各種事務事業(上・下水道事業関係)の取扱い		細項目	水道事業関係		
事務事業名	水道事業		専門部会名	上下水道部会	分科会名	水道分科会
調整方針						
区分	事務事	業 の	現	兄		具体的な調整内容
	西条市			予 市		
2 水道料金	(料金) 第20条 料金は、別表第3の定めるところにより算定した水道使用料と別表第4に定める量水器使用料を合計した額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。  別表第3 水道使用料  種類用途 基本水量 基本料金 超過料金(1 mにつき) 専用給 家庭用 10 m まで 600円 25 m を超え25 m まで 90円 110 m を超え25 m まで 90円 25 m を超えるもの 120円 10 m を超え25 m まで 90円 50 m を超え25 m まで 90円 50 m を超え25 m まで 90円 50 m を超え350 m まで 95円 110 m を超え350 m まで 90円 50 m を超え350 m まで 90円 50 m 110円 25 m 120円 30 m 150円	額(その額に1円         (1)水道使用料         (2)メーター使用         別表第1 水道使用         用途         基本         家庭用 10         営業用 20         湯屋用 100         工場用 100         船舶用 1 ㎡に         臨時用 10㎡         別表第2 メータ	月額として次の各号の区名 別表第1により算 別表第2により算 世用料 本水量 基本料金 がまで 2,300F がまで 2,300F がまで 2,300F がまで 10,350F がまで 10,350F でまで 2,000F でまで 2,000F でまで 2,000F でまで 1,00円 1,00円 1,00円 1,00円	は、これを切り捨てた額 定した金額 金(1カ月につき) 超過料金(1 10㎡を超え20㎡ 20㎡を超え30㎡ 30㎡を超え30㎡ 40㎡を超えるもの 20㎡を超えるもの 30㎡を超えるもの 30㎡を超えるもの 30㎡を超えるもの 30㎡を超えるもの 30㎡を超えるもの 100㎡を超えるもの	がにつき) 以下 110円 以下 130円 以下 140円 以下 140円 以下 140円 以下 140円 150円 以下 150円 の 150円	新市移行後も当分の間現行とし、随時間をする。

協議項目	各種事務事業(上・下水道事業関係)の取扱い	細項目	水道事業関係		
事務事業名	水道事業	専門部会名	上下水道部会	分 科 会 名	水道分科会
調整方針					_
区分	事務事業の 丹原町	現 小	<u>況</u> 松 町		│ │ │ 具体的な調整内容
	【根拠〕丹原町水道事業給水条例       (料金)         (料金)       (料金)         第23条 給水料金は、1月につき、別表第1により算定した額とする。       第23条 料金         た金額とする。       た金額とする。         別表第1 給水料金       別表第1 と メーター口径         基本給水料金       超過料金	************************************	にり算定した額の合計額に 満の端数が生じたときはt る額 る額	刀り捨てるものとする。 料金	新市移行後も当分の間 現行どおりとし、随時調整する。
	水 量   基本料金   水 量   料 金   13 mm	水量     基本料金       8 m まで     8 5 0 円       2 5 m まで     4 ,000 円       2 5 m まで     4 ,500 円       2 5 m まで     5 ,000 円       2 5 m まで     6 ,000 円       2 5 m まで     8 ,000 円       2 5 m まで     1 0 ,000 円	3 3 3 3	25 ㎡を超え 1 ㎡につき 2 1 0 円 1 ㎡につき 2 5 0 円	
2 水道料金	メーター口径     使用料       13mm     80円       20mm     130円       25mm     140円       30mm     230円       40mm     260円       50mm     1,240円       75mm     1,480円	メーター使用料 1 箇月当たりの メーター使用料 mm 8 0円 mm 2 0 0円 mm 2 4 0円 mm 4 0 0円 mm 4 6 0円 mm 3 , 6 5 0円 mm 5 , 0 0 0 円			

協請	镇 目	各種事務事業 <b>(</b> 上	・下水道事業関係) <i>0</i>	の取扱い					細	項目	水道事業	美関係		
事 務	事業名	水道事業							専門	門部会名	上下水道	部会	分科会名	水道分科会
調整	至方針													
区分			事	務	事	業		<b>O</b>	現	況				- - 具体的な調整内容
	西		東予	市		丹	原	町			小	松	町	
3 加金	(第 2 6 まをしお納る 100 。は 10 の で で で で で で で で で で で で で で で で で で	条 か	は改造の申し込み る者は、別表第4に 担金に100分の108	装をおける。 ではいいではいいでは、 ではながいかがいないでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	合に限る。 入の金をだがい 中込後を 1 改造の 3 設加で 強力で では では では では では では では では では では では では では	合水装置の新記入はの新記入の表別では の表別ではいる。 のでは、まままでは、まままでは、ままままでは、ままままままままままままままままま	設、改造(	の申込者は、 )際納入しな があると認 改造後の <i>&gt;</i> ターロ径の新	D 口径を増すする はけた タか はいかい イン はいかい イン はいかい イン はいかい イン はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいか	条	)	新込ら匚 のらす者もち 、、に設者な事 規をるがのに 一給 よ、はい申 程乗者給とメ 時水 り改、。し にじは水すー 給装 仮造町 込 よて、をる夕 水置 設	同条例施行規程 (人メーターの口径を増す入 を増入の口でを動かればがある。 は、するの際納入しないののののでは、ないののののでは、ないののののでは、ないののののでは、ないののののでは、ないののののでは、するが、は、するのでは、ないのののでは、ないののでは、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、ないのでは、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、ないでは、ないのでは、ないでは、ないのでは、ないでは、ないのでは、ないのでは、ないでは、ないのでは、ないでは、ないでは、ないで	る。(2年を超える給水の 休止開栓時に徴収) ・新設加入金 13mm 24,000円 20mm 47,000円 25mm 89,000円 30mm 165,000円 40mm 286,000円 50mm 530,000円 75mm 1,000,000円 100mm 2,000,000円 100mm を超えるものは 市長が別に定める。 (消費税は別途)
	量水器 口 13r 20r 25r 30r 40r 50r 75r	程 加入金の額 nm 10,000円 nm 25,000円 nm 50,000円 nm 70,000円 nm 150,000円 nm 250,000円	13mm 24 20mm 47 25mm 89 30mm 165 40mm 286 50mm 530	負担金 ,000円 ,000円 ,000円 ,000円 ,000円 ,000円		新設加入至 100,000 200,000 400,000 600,000 800,000	円 3 円 6 円 12 円 18 円 24 円 36	0,000円 0,000円 0,000円 0,000円 0,000円 0,000円 0,000円	仮設加入金 30,000円 60,000円 120,000円 180,000円	13m 20m 25m 30m 40m 50m 75m	任 新規加 190,0 1	00円 00円 00円 00円 00円 4 00円 6 00円 1,2	原加入金 仮設加入金 40,000円 40,000円 95,000円 95,000円 60,000円 160,000円 70,000円 270,000円 00,000円 400,000円 00,000円 600,000円 50,000円 1,250,000円 長が別に 町長が別に かる 定める	

協議	項目	各種事務事		業関係)の取	扱い			Á	田項目	水道事業関係		
事務	事業名	水道事業						Ę	<b></b>	上下水道部会	分科会名	水道分科会
調整	方 針											
区分		 西 条	 市	事   			業 の 円	現  原	<u>况</u> 町	小木		│ ├ 具体的な調整内容
4	(第 別 別 設工指事	語条市水道事業給ス 等)手数料は、別語 所が特別のの理似で は、	<u> </u>	【根拠第(第(第(第(第(第(第(第(第(第(3(3(3(3(3(4(3(5(3	市上水道事業給水 手数料は、別のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	R R 第3のとおりとし、 これを徴収する。た 由があるととができ 数収することができ	〔根拠〕丹原町水道 (手数料) 第29条 手数* から申込の際こ が特別の理由が	事業給水条例は、別表第31 れを徴と認できる。 は、別でできる。 は、別でできる。 は、別でできる。 は、別でできる。 は、別でできる。 は、別でできる。 は、別でできる。 は、別でできる。 は、別でできる。 は、別でできる。 は、別でできる。	こより、申込者 ただし、町長 申込者からは、 数料 500円 15,000円	「根拠」小松町水道事業 (手数料) 第29条 手数料は、 申込者からの町長が町長ができる。 手数料 名 1設計審査・ 1設計解の ができる。 1設計解の ができる。 1設計解の ができる。 1設計解の ができる。 1設計解の ができる。 1設計解の ができる。 1設計解の ができる。 1設計解の ができる。 1設計解の ができる。 1設計解の ができる。 1設計解の ができる。 1設計解の ができる。 2工事検査・ 3指定業者 3指定業者	給水条例 次の各号の区分により、 の際、これを徴収する。 の理由があると認めた申 み後、これを徴収するこ	1件につき1,000円 3指定給水装置工事事業 者指定手数料 1件につき30,000円 4給水装置閉開栓手数料 1件につき5,000円 (2年以下のものについ て開栓時に徴収する。 2年を超えるものにつ

協議項目	各種事務事業(上・下水道事業関係)の取扱い		細項目	水道事業関係		
事務事業名	水道事業		専門部会名	上下水道部会	分 科 会 名	水道分科会
調整方針						
区分	事務	事業の	現	況		- 具体的な調整内容
	西 条 市	東 予 市	丹	原 町	小 松 町	
5 その他水道	(料金) 第14条 料金は、1mlcつき60円として算定した水道使用 料と次の表に定める量水器使用料を合計した額に100分の 105を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満 の端数が生じたときは切り捨てるものとする。  口 径 1箇月使用料 20mm 110円 25mm 120円 50mm 625円		日を基準日と 員割料金 とり 200円	なし	該当なし	現行のとおっている。ただし、本語の世界のとのでは、本語のでは

### 先例地の事例

### 〔宇摩合併協議会〕

上水道料金及び加入金については、当分の間現行のとおりとする。

簡易水道料金及び加入金については、当分の間それぞれ現行のとおりとする。

### [南宇和合併協議会]

上水道業務の取扱いについては、原則として現行のまま新町に引き継ぎ、新町移行後、随時調整す る.

- (1) 浄水場等の主要施設・給水区域については、現行のまま引き継ぎ、新町移行後に事業、施設の統 廃合等を随時調整する。
- (2)水道料金等の使用料・手数料については、平成16年度は現行どおりとし、平成17年度から統一する。ただし、一本松町と松下寿電子工業株式会社の間において確認している水道料金については、現行のまま引き継ぎ、新町に移行後調整する。
- (3)津島上水道企業団からの受水地区については、現行のとおりとする。

### 〔東宇和・三瓶町合併協議会〕

#### (簡易水道)

- 1 管理運営等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 水道料金については、統一が困難であるため、当面現行のとおりとする。
- 3 量水器使用料については、水道料金に含める方向で合併時に調整する。
- 4 加入金については、当面現行のとおりとする。
- 5 検針及び料金徴収の方法については、管理運営方法が各簡易水道組合で異なるため、当面現行とおりとする。

#### (上水道)

- 1 管理運営等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 水道料金については、独立採算制が原則であり、当面の間現行のとおりとする。
- 3 加入金については、各町の水道整備状況により異なるので、現行のとおりとする。
- 4 検針及び料金徴収の方法については、現行とおりとする。
- 5 設計審査等の手数料については、宇和町・野村町の例により統一する。
- 6 その他の手数料については、合併時に調整し、新たに定める。

### 〔さぬき市〕

水道事業会計は合併時に統一を図る。

料金については、合併時までに料金表を作成し、新市に移行後は、統一する。

給水区域については、現行のとおりとする。

負担金については、負担の公平性の原則から、適正な負担額のあり方等について検討し、新市に 移行後は統一する。

手数料については、竣工検査新設工事 20mm 以下 1,500 円、25mm 以上 3,000 円、給水装置工事事業者指定 10,000 円、給水装置工事事業者指定変更 1,000 円、開始手数料 20mm 以下 1,500 円、25mm 以上 3,000 円とする。

上水道施設整備協力金については、メーター口径 13mm80,000 円、20mm240,000 円、25mm320,000 円、30mm533,000 円、40mm800,000 円、50mm1,333,000 円とする。賃貸借住宅開発協力金については、普通世帯を対象としたもの 56,000 円、単身入居を対象としたもの 48,000 円とする。

水道運営委員会については、新市において設置する。

簡易水道事業会計については、合併時に統一を図る。

簡易水道の水道料金及び手数料については、上水道に準じた料金とする。

簡易水道の給水区域及び負担金については、現行のとおりとする。

### 〔東かがわ市〕

- 1 水道給水区域については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 2 水道使用料、新規加入均等及びメーター使用料については、合併時に統一し、検針、徴収については、毎月実施するものとする。
- 3 施設等申込検査手数料は、合併時に統一し、指定給水装置工事事業者登録手数料については、現 行のとおり新町に引き継ぐ。

9

協議項目	各種事務事業(上・下水道事業関係)の取扱い		細項目	下水道事業関係	<del>-</del>	
事務事業名	下水道事業		専門部会名	上下水道部会	分科会名	下水道分科会
調整方針	1 公共下水道整備事業(全体計画)については、新市2 下水道使用料については、新市移行後も当分の間野3 受益者負担金等について(1)単価については、新市移行後も当分の間現行どは(2)納期については、東予市、丹原町の例を基本に割(3)前納報奨金については、東予市、丹原町の例により、1 生活扶助世帯水洗便所改造資金補助金については、第5 水洗便所改造資金融資及び利子補給については、第6 西条市西ひうち下水道の使用料並びに分担金について	現行どおりとし、随時調整する。 おりとし、随時調整する。 調整する。ただし、合併する年度までに賦課さ より調整する。ただし、合併する年度までに賦 西条市の例により調整する。ただし、合併す 更予市、丹原町の例により調整する。ただし、	れたものについて は課されたものにつ る年度は、それぞ	いては、それぞれ れの旧市町の例に	れの旧市町の例による。 こよる。	の旧市町の例による。
区分	事務	事業の	現	況		  -   具体的な調整内容
	西 条 市	東予市	丹	原町	小 松 町	
1 公共下水道等体制画)	1 事業期間 昭和 49 年度から平成 30 年度 2 下水の排除方式 分流式 3 処理方式 標準活性汚泥法 4 汚水 計画区域 1,855.8ha 計画処理人口 71,580人 計画汚水量 59,000㎡/日処理施設能力 59,000㎡/日(12池 1池当たり能力 5,250㎡/日) ボンブ場 3箇所(中継ポンブ場) 5 雨水 計画区域 1,855.8ha ポンブ場 5箇所 6 事業費 724億円(汚水、雨水)	1 事業期間 昭和 58 年から平成 27 年度 2 下水の排除方式 分流式 3 処理方式 オキシデーションディッチ法 4 汚水 計画区域 1,991ha (東予市1,232ha 丹原町 759ha) 計画処理人口 47,000人 計画汚水量 30,881 ㎡/日(日最大)処理施設能力 31,000㎡/日(12池 1池当たり能力2,000~3,250㎡/日)ポンプ場 1箇所(中継ポンプ場) 5 雨水 計画区域 1,393.3ha (東予市1,085ha 丹原町 308.3ha)ポンプ場 5箇所 6 事業費 503 億円(汚水、雨水)	東予	市と同じ	公共下水道事業未実施である。	新市移行後早い時期に、小松町を含めた全体計画の見直しを行う。

協議項目	各種事務事業	(上・下水道事業	関係)の取扱い						細 項	目	下水道	事業関係			
事務事業名	下水道事業								専門部会	会名	上下水道	道部会	分	科 会 名	下水道分科会
調整方針															
区分			事	務	事		業	0	現		況				- - 具体的な調整内容
		西 条	市			東	予	市		丹	原	町		松町	
2 下水道使用料	1 料金体系 (1)一般家庭 (2)事業所 (3)湯屋分	人頭制 従量制 従量制		(	地下水のみ 併用の場合 2 )事業所	みの場合 みの場合 従量制	水道使用まで 4人人 日 目 か の 4 量で 4 本器の使	: 1人1か月 1人1か月 水人1か月 水道使用が 水道使用が 水道による ではよる。	] 4 ㎡ ] 4 ㎡ + <量 ] 2 ㎡ + <量 3 )	東予市	も と同じ		該当なし		新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
	2 使用料(消費税 (1) <u>家庭汚水</u> (	说抜き) 〔1か月につき1人当	たり555円)		使用料(消費 1)家庭汚水(		)								
	人数 1 / 料金 55	人 2人 3人 55円 1,110円 1,669			基本水量基本	使用料			超過使用料 (1 ㎡につき)						
					10 m 80	00 円	10 ㎡を超え 20 ㎡を超え 30 ㎡を超え 50 ㎡を超え 100 ㎡を超え	30 ㎡まで 50 ㎡まで 100 ㎡まで	90円 100円 115円 135円 155円						
	(2)事業所汚水( 30 ㎡まで 30 ㎡を超え 50 ㎡を超え	50 ㎡まで	56 円 62 円 67 円	(	2 ) 事業所汚水 家庭汚水に										
	(3)湯屋汚水 1㎡につき月	月額 25 円			3)湯屋汚水( 基本水量 基本		超過	水量	超過使用料						
							10 ㎡を超え 20 ㎡を超え 30 ㎡を超え	. 20 ㎡まで . 30 ㎡まで	(1 ㎡につき) 90 円 100 円 30 円						
	(2)設置個数 約 (3)有効期間 8			b (	2 ) 設置個数 3 ) 有効期間 4 <u>) 使用料(消</u>	を用してし 150個 8年(言 <u>消費税抜き</u> 1か月値	十量法) き) 使用料 ロ 60円 110円	使用料を算定 径 1 40mm 50mm 75mm 100mm	か月使用料 260 円 1,000 円 1,300 円 1,700 円						

協議項目	各種事務事業(上・下水道事業関係)の取扱い		細項目			
事務事業名	下水道事業		専門部会名	上下水道部会	分 科 会	名 下水道分科会
調整方針	事 務	 事 業 の				
区 分			-76 //		小 松 町	具体的な調整内容
3 受益者負担金等	1 受益者負担金 (1)内容 公共下水道事業の事業費の一部に充てるため、都市計画事業認可区域内の土地に賦課する。(根拠法令:都市計画法第75条) (2)単価 224円/㎡ (事業費-先行投資額)/認可面積×1/5	1 受益者負担金 (1)内容 公共下水道事業の事業費の一部に充てるだ 可区域内の土地に賦課する。(根拠法令:都 (2)単価 300円/㎡ 汚水末端管渠整備費/負担区域面積×1/	市計画法第 75 条)	東予市と同じ	該当なし	新市移行後も当分の間現行ど おりとし、随時調整する。
	2 分担金 (1)内容 公共下水道事業の事業費の一部に充てるため、地方自治法22 4条に基づく分担金を適用し、下水道事業認可のみ取得の土地に 賦課する。(根拠法令:地方自治法224条) (2)単価224円/㎡ (事業費-先行投資額)/認可面積×1/5	2 分担金 (1)内容 公共下水道事業の事業費の一部に充てるた 4条に基づく分担金を適用し、下水道事業診 賦課する。(根拠法令:地方自治法 224条) (2)単価 300円/㎡ 汚水末端管渠整備費/負担区域面積×1/	忍可のみ取得の土地に	東予市と同じ	該当なし	
	3 納期 5年間、年4回 第1期 5月1日から同月末日まで 第2期 8月1日から同月末日まで 第3期 11月1日から同月末日まで 第4期 2月1日から同月末日まで	3 納期 3年間、年3回 第1期 9月1日から同月末日まで 第2期 11月1日から同月末日まで 第3期 2月1日から同月末日まで		東予市と同じ	該当なし	東予市、丹原町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度までに賦課されたものについては、それぞれの旧市町の例による。3年間 年3回 第1期 6月1日から同月末日第2期 10月1日から同月末日第3期 2月1日から同月末日
	4 前納報奨金 納期前に納付された期別納付額の 50 分の 1 に未到来納期数を乗 じて得た額 (10 円未満は切り捨て)	4 前納報奨金 納期前に納付された期別納付額(1期の金額 場合は 20,000円)の 100分の 0.5に納期前の (100円未満は切り捨て) ただし、毎年度第1期の時しか前納報奨金に	D月数を乗じて得た額	東予市と同じ	該当なし	東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度までに賦課されたものについては、それぞれの旧市町の例による。
	計算例 全期前納 期別納付額×1/50×190 期 1年前納 期別納付額×1/50×6 期	計算例 全期前納 期別納付額×0.5/100×129月 1年前納 期別納付額×0.5/100×7月				

協議項目	各種事務事業(上・下ス	水道事業関係)の取扱	l I					細項	目	下水道	事業関係	:		
事務事業名	下水道事業							専門部名	会名	上下水	道部会	分	科会名	下水道分科会
調整方針														
区分		事	務	事 	業 ————		<u>の</u>	現	I	況 ———	1			 具体的な調整内容
4 生活扶助世帯	西 1 目的	条市		1 目的	東	予	市		丹東名は	原 	町	  該当なし	,	西条市の例により調整
水洗便所改造 資金補助金	水洗便所の普及および促進 改造工事(便所、排水設備)		帯の行う	水洗便所の普 造工事(便所のる				世帯の行う改	宋 丁 师	1 C 10] U		該当なり		する。ただし、合併する 年度は、それぞれの旧市 町の例による。
	2 補助金の額 市長が認定する額			2 補助金の額 組合長が認定で	する額									
	3 補助金の対象 (1)改造工事を行う家屋は生 (2)改造工事を行う便所は生 (3)下水道事業処理開始の日	<b>上活扶助世帯が使用</b>	事	3 補助金の対象 (1)改造工事を行 (2)改造工事を行 (3)下水道事業が	行う便所は	生活扶助t	世帯が使用	收造工事						
5 水洗便所改造 資金融資及び 利子補給	1 目的 改造工事を一時に負担する せんし、融資を行う取扱金融			1 目的 改造工事を一日 せんし、融資を行					東予市	うと同じ		該当なし		東予市、丹原町の例に より調整する。ただし、 合併する年度までに融資 を受けたものについて
		便所 1件 20万円以 排水設備 1件 10万円以 1件 10万円以	人下	2 融資あっせん( (1)くみ取り便序 (2)浄化槽から(	<b>听改造(便</b>	所と排水		万円以下						は、それぞれの旧市町の例による。
	3 あっせん対象 (1)建築物の所有者又は当該			3 あっせん対象 (1)建築物の所 <sup>2</sup>		該建築物								
	者 (2)融資を受けた改造資金に(3)市税、下水道事業受益者料を滞納していないこと(4)改造工事費を一時に負担(5)処理開始の日から3年以(6)連帯保証人2名	<mark>告負担金・</mark> 分担金並びに下∶ ニ 旦することが困難であること	水道使用	者 (2)融資を受けた (3)東予市民税 分担金並び (4)改造工事費を (5)下水処理開始 (6)連帯保証人	又は丹原町 に下水道使 を一時に負 始の日から	民税及び 用料を滞約 担するこ	下水道事業受 呐していない。 ヒが困難であ	益者負担金・ こと ること						
	4 融資資金の利息 全額補給			4 融資資金の利用 全額補給										
	5 償還額 改造工事1件につき毎月7	7,500 円		   5   償還額   改造工事 1 件	こつき毎月	10,000円								
	6 融資利率 長期プライムレートの利率	<u>x</u>		6 融資利率 長期プライム	レートの利	率								
	7 遅延利息の利率 年 14.6%			7 遅延利息の利益 年 14.6%	率									

協議項目	各種事務事業(上・)	下水道事業	関係)の取扱	ι <b>١</b>					細 項	目	下水道事業関係		
事務事業名	下水道事業								専門部会	会名	上下水道部会	分科会名	下水道分科会
調整方針								·					•
区分			事	務	事		業	の	現	沂			 — 具体的な調整内容
	西	条	市		東	予	市	丹	原	町	小	松町	
<ul><li>6 西条市西ひうち下水道</li></ul>	1 使用料 使用料は、汚水量1㎡に 分の105を乗じて得た額と 端数が生じたときは切り指 2 分担金 分担金の額は、3.3㎡当 得た金額とする。	とする。ただし 舍てるものと <sup>、</sup>	∪、その額に 10 l する。	円未満の	該当 は は は に に に に に に に に に に に に に			該当な し			該当な し		現行のとおりとする。

### 先例地の事例

### 〔南宇和合併協議会〕

下水道業務の取扱いについては、現行のまま引き継ぎ、新町に移行後速やかに調整する。

### 〔東宇和・三瓶町合併協議会〕

- 1 公共下水道事業については、次のとおり取扱うものとする。
- (1)工事分担金、接続奨励金及び使用料については、当面は住民周知の額とし、合併後随時調整する。
- (2) 利子補給制度については、当面は住民周知の内容とし、新規事業については、合併後調整する。
- 2 農業集落排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

### [内子町・五十崎町合併協議会]

- 1 公共下水道事業の取扱いについては、現行のまま新町に引き継ぐものとする。
- 2 合併処理浄化槽設置整備事業は、合併時に調整する。ただし、補助金額は、五十崎町の例により 調整する。

### 〔さぬき市〕

公共下水道等の負担金等については、負担の公平性の原則から、適正な負担額のあり方等について検討し、新市に移行後は統一する。

公共下水道等の使用料については、合併時までに料金表を作成し、新市に移行後は統一する。ただし、累進制については適正化を図るよう検討する。

下水道排水設備工事については、新市において下水道排水設備指定工事店規則を定める。

合併処理浄化槽設置事業費の負担区分については、合併時に廃止する。ただし、管理事業の受託 基準については、当面、現行のとおりとし、負担の公平性の原則から、適正な受託料のあり方等に ついて、新市において引き続き検討する。

合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、新たな合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付 要綱を定める。

水洗便所改造資金融資斡旋及び利子補給については、新たな水洗便所改造資金融資斡旋及び利子補給に関する規則を定める。

下水道事業基金については、新市において設置する。

下水道事業協力金については、新市において下水道の計画区域外からの下水道利用に係る取扱い 要綱を定める。

私道における下水道の取扱いについては、新市において私道における下水道敷設要綱を定める。

### 〔東かがわ市〕

- 1 下水道分担金については、白鳥町の例によるものとする。
- 2 下水道使用料については、合併時に上水道家庭用の使用料に統一する。
- 3 合併処理浄化槽設置整備事業については、大内町の例により、新町において調整する。

15

協議項目各種事務事業(情報公開関係	) の取扱い	細項目情報			
事務事業名 情報公開制度		専門部会名 企画	部会	分科会名	企画分科会
調整方針 情報公開制度については、西郷	条市、東予市及び丹原町の例を基本に、新たに制度を		こなる文書について	ては、それぞれの旧市町の	D例による。
事	務 事 業 の			 - 課 題	   具体的な調整内容
西 条 市	東・予・市	丹 原 町	小 松 町		
西条市情報公開条例 平成9年9月1日施行 【目的】 市民の公文書の公開を求める権利を保障することにより、市民の市政への参加を一層推進し、市政に対する理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政の実現に寄与する。		の公開に関し必要な事項を定め、町民の町政への参加を促進し 町政に対する理解と信頼を深め、もって公正で開かれた町政	<u>۸</u>	小松町は条例を制定していない。	西条市、東予市及び丹原町の例を基本に、新たに制度を創設する。ただし、合併前の各市町の公開の対象となる文書については、それぞれの旧市町の例による。
【実施機関】 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公 平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会	【実施機関】	【実施機関】 町長(水道事業管理者の職務を行う町長を含む。)、教育委 会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価 査委員会、議会		実施機関の範囲に差異がある。	#J 02  / JIC 65 00°
【対象文書】 ・実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真(磁気ディスクその他これに類する記録媒体から出力され、又は採録されたもの及びマイクロフィルムを含む。)であって、実施機関における決裁、供閲その他これらに準ずる手続が終了し、実施機関が管理しているもの。・H9年4月以降に作成し、又は取得した公文書	真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他 人の知覚によっては認識することができない方式で作られた	び写真等であって、実施機関において定めている事案決定	手	公開対象文書の範囲及び 該当年度に差異がある。 (H9年4月以降とH10年4月以 降)	
【公開請求者】 ・市内に住所を有する者 ・市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 ・市内の事務所又は事業所に勤務する者 ・市内の学校に在学する者 ・市税の納税義務の確定した者 ・実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	【公開請求者】 ・市内に住所を有する者 ・市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 ・市内の事務所又は事業所に勤務する者 ・市内の学校に在学する者 ・実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	【公開請求者】 ・町内に住所を有する者 ・町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体・町内の事務所又は事業所に勤務する者 ・実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	<b>k</b>	請求者の範囲について差 異がある。	
【公開請求に対する決定】 当該請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内に、公開する旨又は公開しない旨を決定。 やむを得ない理由により、期間内に決定することができないときは、請求書を受理した日の翌日から起算して30日を限度と	公開するかどうかの決定。	係る公文書を公開するか否かの決定。 やむを得ない理由により、期間内に決定ができないときは	請	公開請求に対する決定について、期日の延長規定に差異がある。 (30日と60日)	
書の全部若しくは一部を公開しないこととする決定を取り消す	【非公開決定に対する救済措置】 行政不服審査法による不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、東予市情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。 【情報公開審査会】	立てが明らかに不適法であるとき又は非公開若しくは部分公	荆		
名称 西条市情報公開審査会 目的 不服申立て、その他実施機関からの諮問に対する審査 等 委員 5人(条例は5人以内) 任期 2年(H14.4.1~16.3.31)	名称 東予市情報公開審査会 目的 同左 委員 5人(条例は5人以内) 任期 2年(H14.7.1~16.6.30)	名称 丹原町情報公開審査会 目的 同左 委員 5人(条例は5人以内) 任期 2年(H14.7.1~16.6.30)			

協議項目各種事務事業(情	青報公開関係)の取扱い		細 項 目	情報公開関係					
事務事業名 個人情報保護			専門部会名	企画部会	分科会名	企画分科会			
調整方針 個人情報保護については、東予市の例を基本に、新たに制度を創設する。									
	事務事業	現 現 況				具体的な調整内容			
西条市	東予市	丹 原 町		松町					
四余中	東予市個人情報保護条例 平成15年4月1日施行 【目的】 個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、市の機関が保有する個人情報の開いますることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって構成で適正な市政の推進に資する。 【定義】 (実施機関) 市長(上水道事業管理者の職務を行う市長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監查委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審查委員会及び議会(個人に関する情報であって特定の個人が識別されうるもの 【請求権の範囲】 開示請求権 訂正請求権 削除請求権 【請求者】 個人情報を記録されている本人 【請求市請求申 訂正請求権 削除請求権 【請求書の提出のあった日から起算して15日以内に、開示するか否かの決定正当な理由があるときは、60日を限度に延長することができる。60日以内に決定をすることができる。(訂正及び削除) 請求書の提出のあった日から起算して30日以内に、訂正(削除)するか否かの決定正当な理由があるときは、60日を限度に延長することができる。60日以内に、訂正(削除)するか否かの決定正当な理由があるときは、60日を限度に延長することができる。60日以内に決定をすることにより事務に支障が生じるときは、特例延長することにより事務に支障が生じるときは、特例延長することとができる。	[個人情報保護条例は未制定]	「個人情報保護条例は未		東予市のみ個人情報保護条例を制定している。	東予市の例を基本に、新たに制度を創設する。			
	【非開示情報】 法令の定め、第三者の正当な権利利益が侵害される 個人情報などは、開示しないことができる。								

協議項目各種事務	事業(情報公開関係)の取扱い			細工	項 目	情報公開関係		
事務事業名 個人情報	保護			専門部	部 会 名	企画部会	分科会名	企画分科会
調整方針								
<b>'</b>	事務	事業	の現	況			—— 課 題	具体的な調整内容
西条市	東予【教済の手続】開示等の決定に対し不服が査法に基づく不服申し立てを【個人情報保護審議会】不服申し立てがあった場じて答申すること、その他重こと。(委員 5名以内、任意	があるときは、行政不服審 ですることができる。 会に実施機関の諮問に応 で要事項について審議する	丹 原 町					

協議項目各種事務事業(情報	暇公開関係)の取扱い 		細 項 目 情報公開関係 	T
事務事業名 市長の資産公開			専門部会名 企画部会	分 科 会 名 企画分科会
調整方針市長の資産公開にて	ついては、現行のまま新市に引き継ぐ。			T
		業 の 現 況	T	┃ - 課 題 具体的な調整内容
西条市	東予市	丹 原 町	小松町	
【根拠】 政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関 する条例	【根拠】	【根拠】 別 丹原町長の資産等の公開に関する条例	【根拠】 政治倫理の確立のための小松町長の資産等の公開 に関する条例	制度に相違がなく、課題なし、現行のまま新市に引き継ぐ。
【目的】  政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条に基づき、市長の資産等の公開に関し、必要な事項を定める。 【資産等報告書等の作成】 市長は、その任期開始の日において有する資産等について、資産等報告書を作成しなければならない。 【資産等の区分】 (1)土地(2)建物の所有を目的とする地上権又は土地の借地権(3)建物(4)預金、貯金及び郵便貯金(5)金銭信託(6)有価証券(7)自動車、船舶、航空機及び美術工芸品(8)ゴルフ場の利用に関する権利(9)貸付金(10)借入金 【資産等補充報告書】 市長は、その任期開始の日後毎年新たに有することさった上記資産等であって12月31日において有するものについて、資産等補充報告書をその翌年の4月1日から同月30日までの間に作成しなければならない。 【所得等報告書の作成】 市長(前年1年間を通じて市長であった者に限る。)は、下長記に掲げる金額及び課税価格を記載した所係となければならない。 【所得等報告書で記載される所得】前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額(1)総所得金額及び山林所得金額に係る各種所の金額(2)租税特別措置法の規定により所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算れた所得の金額であって規則で定めるもの前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格	内容同左	内容。同左	内容。同左	

協議項目各種事務事業(情報	<b>日の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本</b>		細 項 目 情報公開関係	<b>對係</b>		
事務事業名 市長の資産公開			専門部会名 企画部会	分 科 会 名 企画分科会		
調整方針						
	事 務 事	業の現況 況		│ - 課 題   具体的な調整内容		
西条市	東予市	丹 原 町	小 松 町	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
【関連会社等報告書の作成】						
市長は、毎年4月1日において報酬を得て会社その他						
の法人の役員、顧問その他の職に就いている場合に						
は、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該						
職名を記載した関連会社等報告書を、同月2日から同						
月30日までの間に作成しなければならない。						
【資産等報告書等の保存及び閲覧】						
上記により作成された資産等報告書及び資産等補	内容 同左	内容 同左	内容 同左			
充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書は、						
これらを作成すべき期間の末日の翌日から起算して						
5年を経過する日まで保存しなければならない。						
何人も、市長に対し、保存されている資産等報告書						
及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社						
等報告書の閲覧を請求することができる。						
				<u> </u>		

### 先例地の事例

### 〔周南市〕

(1) 情報公開制度

新たに制度等を創設する。ただし、合併前の各市町の情報公開については旧市町の従前の情報公開の制度の例による。

(2) 市長・町長の資産等の公開 現行のまま新市に引き継ぐ。

### 〔西東京市〕

- (1) 公文書開示・公文書公開に関すること 新市において、田無市の基準で制度化を図る。
- (2) 個人情報の保護に関すること 新市において、保谷市の基準で制度化を図る

### 〔安来市・広瀬町・伯太町合併協議会〕

情報公開については、現行の例により調整する。

個人情報の保護については、現行の例により調整する。

### 〔宮津市・加悦町・岩滝町・伊根町・野田川町合併協議会〕

(1) 情報公開について

市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利を保障することにより、新市の保有する情報の一層の公開を図り、行政の説明責務を果たすとともに市民の理解と信頼を深め、市民参加による公正で開かれた市政を推進するため、1市3町の条例を調整統一し、情報公開条例を合併時に制定します。

(2) 個人情報保護制度

新市が保有する個人情報の保護について、適正な取扱いに関する基本的な事項を定め、併せて自己の個人情報の開示等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益の保護を図るため、 宮津市の例により、個人情報保護条例を合併時に制定します。

### 〔佐渡市町村合併協議会〕

合併時に条例化する。

(1) 公開の対象情報の範囲

情報公開条例施行時からの情報を対象とする。

合併関係市町村の承継行政情報は、それぞれの市町村の条例の施行の日以降に作成し、又は取得 したものを対象とする。

(2) 請求対象者の範囲

市内に住所を有する個人

市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体

実施機関が行う事務又は事業に具体的な利害関係を有する個人、法人、その他の団体

### [峡北地域合併協議会]

情報公開及び個人情報保護については、新市において速やかに制度化を図る。

#### [淡路町・北淡町・東浦町合併協議会]

住民の知る権利を尊重し文書の開示を請求する権利を定め情報の一層の公開を図り、もって行政事務事業を住民に説明する責務が全うされるようにするとともに、住民の理解と協力の下に公正で開かれた行政を推進し、住民の行政への参加を促進していけるよう合併時に調整をし、情報公開条例を制定する。

個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利を明らかにし、個人の権利利益の保護を図るとともに、行政の適正な運営に資するよう、合併時に調整をし、個人情報保護条例を制定する。

### 〔重信町・川内町合併協議会〕

- (1) 情報公開については、「市民の知る権利を保障する」旨を明記した上で、新市において新たな制度を確立する。
- (2) 個人情報の保護については、新市において制度の確立を行う。

21

協議項目	一般職の職員の身分の取扱い			細項目	職員数・定員管理	
事務事業名				専門部会名	総務部会	分 科 会 名 人事分科会
調整方針	職員数については、合併後新市にお 職名については、人事管理及び職員 職階については、合併時に西条市の	の一般職の職員は、すべて新市の職員としいて定員適正化計画を策定し、定員管理のの処遇の適正化の観点から、合併時に西領例をもとに級分類を調整し、統一を図る。及び給与の適正化の観点から、現給を保証	D適正化に努めるものとする。 条市の例をもとに調整し、統一		.、統一を図る。	•
項目	西 条 市	東 予 市	丹 原 町			具体的な調整内容
	1 市長事務部局 312人(317人) (うち消防長事務部局 58(58)) 2 議会事務部局 7(7) 3 教育委員会事務部局 72(77)	<ol> <li>市長事務部局 203人(210人) (203人のうち派遣職員4人)</li> <li>議会事務部局 4人(5)</li> <li>教育委員会事務部局 63(70)</li> </ol>	1 市長事務部局 100人(10 2 議会事務部局 2人(4) 3 教育委員会事務部局 28	2 議会	長事務部局 87人(88人) 会事務部局 2(2) 育委員会事務部局 17(19)	西条市・東予市・丹原町及び小松町の 一般職の職員は、すべて新市の職員とし て引き継ぐものとする。
職員数	4 農業委員会事務部局 5(5)	4 農業委員会事務部局 5(6)	4 農業委員会事務部局 2(	5) 4 農業	業委員会事務部局 兼務(2)	職員数については、合併後新市におい
実数(定数)	5 選挙管理委員会事務部局	5 選挙管理委員会事務部局	5 選挙管理委員会事務部局	兼務(3) 5 選挙	<sup>全</sup> 管理委員会事務部局	て定員適正化計画を策定し、定員管理の
(平成15年4月1日現在)	2(7うち5人兼務)	2(8うち6人兼務)			兼務(8 兼務	务) 適正化に努めるものとする。
	6 監査委員事務部局 2(2)	6 監査委員事務部局 2(2)	6 監査委員事務部局 兼務		查委員事務部局 兼務(2兼務	
	7 固定資産評価審査委員会事務部局	7 固定資産評価審査委員会事務部局	7 固定資産評価審査委員会		定資産評価審査委員会事務部局	
	兼務(2兼務)	兼務(2兼務)		兼務(1)	兼務(2兼務	<b> </b>
	8 公平委員会事務部局 兼務(2兼務) 9 地方公営企業事務部局 3(3)	9 地方公営企業事務部局 兼務(2兼務) 9 地方公営企業事務部局 9(15)	8 地方公営企業事務部局 5	(6) 8 地方	方公営企業事務部局 4(4)	
	計 403 (413)	計 288 (310)	計 137	(167)	計 110 (115)	
	上記には、道前福祉衛生事務組合派 遺職員 1 名を含む。	上記には、周桑病院企業団1名、周桑事務組合1名、東予市・丹原町公共下水道事務組合2名の計4名の派遣職員を含む。				

平成15年4月1日現在 単位:人

	条例定数		参考(定員道	適正化計画)
区分	(総計)	実職員数	計画期間	目標人員
西条市	4 1 3	4 0 3	H14~H18 年度の	4 0 9
			5 年間	
東予市	3 1 0	288	H14~H16 年度の 3 年間	2 9 0
丹 原 町	1 6 7	1 3 7	H14~H18 年度の 5 年間	1 3 5
小松町	1 1 5	1 1 0	H12~H16 年度の 5 年間	1 1 3
小計	1,005	9 3 8		
道前福祉 衛生事務組合	1 1 0	9 7		
周桑事務組合	9 3	9 2		
東予市・丹原町 公共下水道事務組合	1 8	1 1		
公立周桑病院企業団	293	2 7 3		
小計	5 1 4	473		
合 計	1,519	1,411		

<sup>※</sup> 事務組合等への派遣職員は、派遣元の市・町で計上した。

### 定年退職予定の状況

単位:人

												十四・ハ
区分	16 年度末	17 年度末	18 年度末	19 年度末	20 年度末	21 年度末	22 年度末	23 年度末	24 年度末	25 年度末	26 年度末	計
西条市	4	3	6	1 7	2 3	2 2	1 2	1 3	2 0	9	1 3	1 4 2
東予市	3	4	2	4	1 0	1 2	1 0	1 1	1 1	6	9	8 2
丹原町	3	2	3	7	2	4	3	2	3	5	2	3 6
<b>小</b> 体公田丁	1	1	2	1	2	1	7	5	3	4	7	3 4
道前福祉衛生事務組合	2	2	3	3	3	7	8	4	5	9	4	5 0
周桑事務組合	0	0	3	4	6	5	7	2	1	5	6	3 9
東予市・丹原町公共下水道事務組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公立周桑病院企業団	3	0	4	5	1 1	5	6	1 0	6	6	1 2	6 8
合 計	1 6	1 2	2 3	4 1	5 7	5 6	5 3	4 7	4 9	4 4	5 3	4 5 1

#### か同山の分へが

### 平成15年4月1日現在

市名	人 口(人)	職員数(人)	面積(k㎡)
新市	116,786	1,411 (うち病院273)	509.78
新居浜市	127,926	9 6 4	234.30
今 治 市	117,455	7 4 9	74.84

協議項目	一般職の職員の身分の取扱い			細 項 目	職名、職階、給料			
事務事業名				専門部会名	総務部会	分和	斗会 名	人事分科会
調整方針								
級別標準職務等	西 条 市	東 予 市	丹 原 町		小 松 町		具	体的な調整内容
行政職給料表(一)	定型的な業務を行う職務	定型的な業務を行う職務	吏員以外の職員で町長が規則で	定める 定型的な	業務を行う職務		職名につい	ては、人事管理及び職員の
(派遣職員を含む。)			職務			3	0週の適正化	の観点から、合併時に西条
	主事、技師、保育士、保健師、理学療法	主事、技師、保育士、保健師、看護師、	主事補、技師補、看護師、保育士	、育成 主事(補	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	教諭、市	もの例をもと	:に調整し、統一を図る。
1級	士、教諭、寮母	公民館主事、教諭、栄養士、速記士、司	±	保育士(	補)		職階につい	1ては、合併時に西条市の例
		書、学芸員				7	きもとに級分	類を調整し、統一を図る。
	3人	2人	10人	2人			職員の給与	iについては、職員の処遇及
	おおむね定型的な業務を行う職務	相当高度の知識又は経験を必要とする	吏員又は町長が規則で定める職務	格 相当の知	識又は経験を必要とす	よる業務 で	<b>ぶ給与の適正</b>	化の観点から、現給を保証
		業務を行う職務		を行う職	務		したうえで、	合併時に西条市の例をもと
2 級	主事、技師、保育士、保健師、理学療法	主事、技師、保育士、保健師、看護師、	主事、技師、保健師、看護師、保	<b>辛育士、</b> 主事、保	健師、教諭、保育士	ı	こ調整し、統	一を図る。
Z MX	士、教諭、寮母	公民館主事、教諭、栄養士、速記士、司	書記、育成士					
		書、学芸員					参考資料	
	2 1人	3 4人	1 3 人	2 1人			ラスパイレス	指数
	相当高度の知識又は経験を必要とする	特に高度の知識又は経験を必要とする	吏員又は町長が規則で定める職務	高度の知	識又は経験を必要とする	る業務		平成 14 年 4 月 1 日現在
	業務を行う職務	業務を行う職務		を行う職	務	Ī	5条市	99.6
3級	主事、技師、保育士、保健師、理学療法	主任、公民館主事	主査、保健師、看護師、保育士、	主査		į	<b>東予市</b>	97.4
	士、教諭、寮母		書記、育成士			1	丹原町	92.7
	4 3人	46人	28人	11人		/	小松町	94.9
	高度の知識又は経験を必要とする業務	係長又はこれに相当する職務	係長又は町長が規則で定める職務	係長その	)他の職務で町長が規則	刂で定め │ ∜	折市(試算)	97.4
	を行う職務			る職務		ž	所居浜市	103.0
! 4 級	主任、保育士、保健師、理学療法士、教	係長、隣保館主事、主任保育士、主任、	係長、主任、主任保育士、主任保	保健師、 係長、主	任	-	分治市	100.9
→ ¼4X	諭、寮母	公民館主事、体育館主事、郷土館主事、	出張所長、連絡所長					ノ指数とは
		図書館主事、主任教諭						と国家公務員の給与水準
	5 3人	48人	15人	19人				iの構成を基準として、職種
	主査、係長又はこれに相当する職務	係長又はこれに相当する職務で市長が	専門員又はこれに相当する職務	で町長 専門員を	一の他の職務で町長が規			、経験年数別に平均給料月
		特に認めたもの	が規則で定める職務	める職務	;			国家公務員の給与を100
	主査、係長、主任保育士、主任保健師、	係長、隣保館主事、主任保育士、主査、	専門員その他の職にある者で町	長が認 専門員				地方公務員の給与水準を
5級	主任教諭、次長 補職の都度当該任命	主任教諭、公民館主事、体育館主事、	めた者			7	示したもの	
	権者の協議に基づき、市長が5級相当の	郷土館主事、図書館主事						
	職として承認指定した場合の職							
	6 9人	3 6人	2 2人	14人				

協議項目	一般職の職員の身分の取扱い				
事務事業名	13X1100 0 > 100 5 5 0 > 2 0 3 0 > 1 X 3 X 0 .		専門部会名 総務部会	分 科 会 名 人事分科会	
調整方針			3 1 3 II A II MOSSILIA	77 11 A L 77 711A	
	西条市	東 予 市		小 松 町	
行政職給料表(一)	専門員又はこれに相当する職務	課長補佐又はこれに相当する職務	パーパーパー   ロックス   ロック		
1 ] [[] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []	寺门貝入はこ1月二十分の相がカ	林文神性人はこれに行当する地が	定める職務	本文神性 (の)   の報動 (回 夜が焼切 (たのる報動	
6級	   専門員 補職の都度当該任命権者の協議に基づ	│ │課長補佐、室長、次長、施設長、副センター長、支所		   課長補佐、室長補佐、次長、所長、園長、場長、館	
	   き、市長が6級相当の職として承認指定した場合の	   長、副館長、保育所長、副主幹、主席係長、主任保育	   一所長、専門員その他の職にある者で町長が認めた	   長、専門員等の職にある者で町長が認めた者	
	職	   士、次長補佐、専門員、公民館主事、体育館主事、郷	もの		
		   土館主事、図書館主事、幼稚園教頭、主任教諭			
	9 1人	3 9人	16人	1 7人	
	課長補佐又はこれに相当する職務	課長補佐又はこれに相当する職務で市長が得に認	課長又は町長が規則で定める職務	課長又は町長が規則で定める職務	
		めたもの	(7級又は6級)		
7 411	課長(所長、室長、局長)補佐、次席、幼稚園長	課長補佐、室長、次長、施設長、副センター長、支所長、副	学校給食センター所長、出納室長、局長、書記長、	課長、室長、局長、課長補佐等の職にある者で町長	
7級	補職の都度当該任命権者の協議に基づき、市長が7	館長、保育所長、副主幹、次長補佐、公民館主事、体育館主	課長、教育次長、主幹、文化会館館長	が認めた者	
	級相当の職として承認指定した場合の職	事、郷土館主事、図書館主事、幼稚園教頭			
	2.7人	2 1人	1 3人	6人	
	課長、次長又はこれに相当する職務	課長又はこれに相当する職務	重要な業務を所掌する課長で町長が規則で定める	総括課長又はこれに準ずる重要な事務を所掌する	
			業務	課長等の職務で町長が規則で定める職務	
	主幹、課長、所長、室長、次長、署長、消防次長、	課長、室長、所長、支所長、センター長、場長、館	課長等の職にある者で町長が認めたもの	課長等の職にある者で町長が認めた者	
8級	事務局長、館長	長、主幹、次長、書記長、局長			
	補職の都度当該任命権者の協議に基づき、市長が8				
	級相当の職として承認指定した場合の職				
	4 2人	2 9人	4人	4人	
	部長又はこれに相当する職務	部長又はこれに相当する職務			
	部長、技監、消防長、事務局長	部長、技術監、参事、局長、センター長			
9級	補職の都度当該任命権者の協議に基づき、市長が9				
	級相当の職として承認指定した場合の職				
	9人	8人			
	1級制(国の行政職給料表(二)の1~5級の合成	国の行政職給料表(二)の5級制	国の行政職給料表(二)の3級制	国の行政職給料表(二)の3級制	
	表)		海洋センター・文化会館技能員 6人 1級 9人		
	学校庁務職 13人 1級相当 7人	保育所給食調理員 5人 1級 -	文化会館用務員 2人 2級 5人	用務員 1人 1級 7人	
技能労務職	学校給食調理職 28人 2級相当 -	学校給食調理員 20人 2級 14人	保育所調理員 2人 3級 2人	保育所調理員 6人 2級 6人	
	_ 老人ホーム調理職 2人 3級相当 5人	計 2.5人 3級 5人	学校給食調理員 4人	_学校給食調理員 6人_ 3級 -	
	計 43人 4級相当 12人	4級 6人	学校給食運転手 2人	計 13人	
	5 級相当 1 9 人	5級 -	計 16人		

<sup>(</sup>注) 西条市の教育公務員2人は、県の中学校・小学校教育職員給料表を基準としているので、上記の級別職員数には計上していない。

### 一般職の職員の身分の取扱いについて

新設合併において、市町村合併が行われる場合には、一般職の職員が勤務していた市町村の法人格が消滅するため、法律的には失職してしまうことになります。

このような不合理を避けるため、合併特例法第9条第1項において、合併関係市町村は合併の際、その職員が引き続き合併関係市町村の職員としての身分を保有するよう措置しなければならないとされています。

そのため、職員の身分の引継ぎは、合併関係市町村における協議によるとされているため、合併協議会において協議する必要があります。

その協議により、消滅する合併関係市町村の職員が直ちに合併関係市町村の職員となるものではなく、合併期日において、改めて「身分を保有する措置」として、任命行為を行う必要があり、新設合併における合併関係市町村の職務執行者などの任命権者が辞令交付を行う必要があります。

また、同条第2項において、合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分の取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならないとされています。

(愛媛県市町村ハンドブックより)

### 関係する主な法令

### 地方公務員法(昭和25年法律第261号)

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

- 第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。
- 2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。
- 3 特別職は、次に掲げる職とする。
- 一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職
- 一の二 略
- 一の三 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職
- 二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの
- 三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職
- 四 田
- 五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

### (分限及び懲戒の基準)

- 第27条 すべての職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。
- 2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。
- 3 職員は、この法律に定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

(降任、免職、休職等)

- 第28条 職員が、次の各号の一に該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。
- 一 勤務実績が良くない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 前2号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合
- 四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合
- 2 職員が、次の各号の一に該当する場合においては、その意に反してこれを休職することができる。
- 一 心身の故障のため、長期の休暇を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合
- 3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除く外、条例で定めなければならない。

#### 4 略

### 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)

(職員の身分取扱い)

- 第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併市町村の一般職の職員が引き 続き合併関係市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。
- 2 合併関係市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

### 先例地の調整事例

### 〔東宇和・三瓶合併協議会〕

明浜町、宇和町、野村町、城川町及び三瓶町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとす 5。

### (具体的内容調整)

- 1 職員数については、合併後定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。
- 2 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。
- 3 職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し、統一を図る。
- 4 職員の給与については、適正化の観点からその基準を統一する。現職員については、現給を保証し、合併後 5年を目途に給料の格差是正を行う。

### [南宇和合併協議会]

現に5町村の職員であるものは、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。

#### 具体的な内容調整

- 1 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、適正化に努める。
- 2 職名等については、人事管理等及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に調整し、統一を図る。
- 3 職階については、合併時に職名と共に級分類を調整し統一を図る。
- 4 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から統一を図る。現職員については、現給を保証し、合併後速やかに給料の格差是正を行う。

### [ 宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会]

宇和島市、吉田町、三間町及び津島町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 具体的内容調整

- 1 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 2 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。
- 3 職階については、合併時に職名と共に級分類を調整し、統一を図る。
- 4 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点からその基準を統一する。現職員については、 現給を保証し、新市において速やかに給料の格差是正を行うものとする。

### 〔宇摩合併協議会〕(協議会で審議中)

・ 職員数・定員管理

4市町村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。

・ 職務分類・給料

給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。

現職員については、現給を保証し、合併後速やかに給料の格差是正を行うものとする。

給料表については、合併当初は国の給料表9級を適用し、その後の機構・組織の再編の段階において、 新たに、給料表の適用について検討する。

協議項目各種事務事業(消費			細 項 目 消防防災関係		
事務事業名 防災会議及び地域院			専門部会名 総務部会	分科会名	消防・防災分科会
Ⅰ 調整方針 Ⅰ	は、合併時に新たに設置する。 Nては、新市移行後速やかに作成する。				
1	1	業の現況	T	課題	具体的な調整内容
西条市	東・予・市	丹原町	小 松 町		
【防災会議】 根拠 西条市防災会議条例 名称 西条市防災会議 所掌事務 地域防災計画の作成及び実施の推進 災害発生時の情報収集等 その他法令に基づく権限に属すること  委員構成 会長 市長 委員 愛媛県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者(3人) 愛媛県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者(1人) 市長がその内部の職員のうちから指名する者(5人教育長 消防長及び消防団長 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者(5人)	る者(1人) 愛媛県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者(3人) 愛媛県警察官のうちから市長が委嘱する者(1人) 市長がその内部の職員のうちから指名する者 (11人)	の職員のうちから町長が委嘱する者(1人) 愛媛県知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者(3人) 愛媛県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者(1人) 町長がその内部の職員のうちから指名する者(10人) 教育長 周桑事務組合の職員のうちから町長が委嘱する者(1人) 消防団長 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうち	愛媛県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者(3人) 愛媛県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者 (1人) 町長がその内部の職員のうちから指名する者(3人) 教育長 消防団長 周桑事務組合の職員のうちから町長が委嘱する者		合併時に新たに設置する。
【地域防災計画】  名称 西条市地域防災計画 目的 地域の防災対策について定め、これを推進することにより、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉に資する。  内容 地震災害対策編及び風水害等対策編の2分冊となっており、災害に関する予防対策、応急対策、復旧対策についての計画を策定している。	(西条市と同じ) 内容 平成7年度に防災アセスメントを実施	【地域防災計画】 名称 丹原町地域防災計画 目的 地域の防災対策について定め、これを推進する ことにより、町民の生命、身体及び財産を保護す るとともに災害による被害を軽減し、もって社会 秩序の維持と公共の福祉に資する。  内容 地震災害対策編、一般災害対策編及び資料編で 構成されており、災害に対する予防対策、応急対 策、復旧対策についての計画を策定している。	名称 小松町地域防災計画 目的 (丹原町と同じ) 内容 地震災害対策編及び風水害等対策編(未完成)		新市移行後速やかに作成する。

協議項目各種事務事業(消息	防災関係)の取扱い(その1)		細 項 目 消防防災関係		
事務事業名 水防協議会及び水原			専門部会名 総務部会	分科会名	消防・防災分科会
│ 調整方針 │	ては、合併時に新たに設置する。 は、新市移行後速やかに作成する。				
	事務事	業の現況		課題	具体的な調整内容
西条市	東・予・市	丹 原 町	小 松 町		
【水防協議会】	【水防協議会】	【水防協議会】	【水防協議会】	2市2町の委員構成に違いがある。	合併時に新たに設置する。
根拠 西条市水防協議会条例	根拠 東予市水防協議会条例	根拠 丹原町水防協議会条例	根拠 小松町水防協議会条例		
名称 西条市水防協議会	名称 東予市水防協議会		名称 小松町水防協議会		
目的 水防計画の作成 その他水防に関し重要な事項を調査審議する。	目的 (西条市と同じ)	目的 (西条市と同じ)	目的 (西条市と同じ)		
委員構成 協議会は、会長1名・委員20名以内で組織する。 会長 市長 委員 20名 委員は、水防関係者並びに市議会議員及び学識 経験者のうちから会長が命じ、又は、委嘱する。 (助役、消防長、消防団長、部長4名(総務、建 設、生活福祉、企画産業)、市議会議員2名(議 長、建設消防委員長)、西条地方局建設部長、 西条警察署長、愛媛県建設業協会西条支部長、 土地改良区理事長8名)	のある団体の代表者及び学識経験のある者ので ちから会長が命じ、又は委嘱する。 (助役、収入役、教育長、周桑消防本部消防長、	会長 町長 委員 15名 委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係 のある団体の代表者及び学識経験のある者のう ちから会長が命じ、又は委嘱する。 (助役、収入役、周桑消防本部消防長、消防団長 教育長、課長級8名(総務、企画財政、保健福	委員は、関係行政機関の職員又は関係団体の代 表者をもって組織する。 (助役、周桑消防本部消防長、消防団長、課長級 3名(総務、建設、産業)、丹原土木事務所長		
会議の開催状況 毎年6月下旬に開催	会議の開催状況 毎年6月頃に開催	会議の開催状況 毎年6月下旬に開催	会議の開催状況 毎年6月に開催		
【水防計画】	【水防計画】	【水防計画】	【水防計画】	新市の水防計画を早期に	新市移行後速やかに作成
名称 西条市水防計画	名称 東予市水防計画	名称 丹原町水防計画	名称 小松町水防計画	作成する必要がある。   	する。
目的 洪水及び高潮等に際して、県水防計画に応じ水 防の完璧を図るとともに、その被害を最小限にく いとめるために関係機関と密接な連携を図り、水 防に必要な人的、物的施設を整備し、これらの具 体的活用方法を定め、緊急措置の適切円滑な実施 を期す。	準じ、洪水又は高潮による水害を警戒防止して、 これによる被害を軽減するために、東予市内の 川、海岸等に対する水防上必要な監視、予報、	警 溜池及び湖岸等に対する水防上必要な監視、警戒、通信連絡及び避難等の誘導並びに水防に必要な資材、機材、施設の整備と運用を円滑に行うこ	指定された指定水防管理団体たる小松町が、同法 第25条の規定に基づき、小松町の地域にかかる河 川、ため池等の洪水等の水害に対処しその被害を 軽減することを目的とする。		
水防団は、消防団が兼務	水防団(西条市と同じ)	水防団(西条市と同じ)	水防団(西条市と同じ)		

協議項目 各種事務事業(消防	防災関係)の取扱い(その1)		細 項 目 消防防災関係		
事務事業名 防災行政無線			専門部会名 総務部会	分科会名	消防・防災分科会
│ 調整方針 │	系防災行政無線については、新市移行後も 受行政無線については、新市移行後速やかり				
	事務事	業 の 現 況		- 課 題	具体的な調整内容
西条市	東・予・市	丹原町	小 松 町	HAN RES	A CLAMB TELL DID
【目的】	【目的】	【目的】	【目的】		
災害時における情報収集・連絡体制を確保する。	災害時における情報収集・連絡体制を確保する。	災害時における情報収集・連絡体制を確保する。	災害時における情報収集・連絡体制を確保する。		
【内容】	【内容】	【内容】	【内容】		
1 県地上系防災行政無線 親機1台(総務課設置) 子機4台(建設課・社会福祉課・農林水産課・ 総合案内) 一斉受令スピーカー4(総務課・社会福祉課・ 消防署・宿直室) アンテナ1基 市庁舎屋上設置 無線機・直流電源装置・発電機(市庁舎7階設置)	ら発着信可能(各課接続可)。 一斉受令スピーカー3(3F、2F、2F会議室) アンテナ1基(庁舎屋上設置) 無線機・直流電源装置(5F)	1 県地上系防災行政無線 親機1台(総務課設置) 子機4台(宿直室・建設課・保健福祉課・農地整 備課) 一斉受令スピーカー2(総務課・宿直室) アンテナ1基(町庁舎屋上設置) 無線機・直流電源装置(総務課) 非常用発電機(2階書庫)	1 県地上系防災行政無線 親機なし 子機3台(住民環境課・産業課・宿直室) 一斉受令スピーカーなし アンテナ1基 町庁舎本館屋上設置 無線機(総務課)、直流電源装置・発電機(放送室)	政無線については、合併後の 運用等について県と協議す る必要がある。	新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
2 県衛星系防災行政無線 防災情報端末 2 (総務課・消防署) 一斉受令スピーカー2 (総務課・宿直室) アンテナ・発電機各 1 (市庁舎屋上) 端局装置・CSチューナー・回線接続装置各 1 (市 庁舎7階空調室設置)	2 県衛星系防災行政無線 防災情報端末1(総務課) 一斉受令スピーカー2(総務課・宿直室) アンテナ・発電機各1(庁舎屋上) 端局装置・CSチューナー・回線接続装置各1(企 広報課)	2 県衛星系防災行政無線 防災情報端末1 (総務課) 一斉受令スピーカー2 (総務課・宿直室) アンテナ・発電機各1 (町庁舎屋上) 画 端局装置・CSチューナー・回線接続装置各1(総務 課)	2 県衛星系防災行政無線 防災情報端末1 (総務課) 一斉受令スピーカー2 (総務課・宿直室) アンテナ・発電機各1 (町庁舎本館屋上) 端局装置・CSチューナー・回線接続装置(総務課	)	
3市移動系防災行政無線(周波数466.95MHz) 基地局1(10W、市庁舎7階空調室に設置) 子機3(総務課・建設課・水道課) 車載局3(10W、建設課2・水道課1) 携帯局4(1W、総務課)	3 防災行政無線(地域防災行政無線) (周波数848MHz等、最大30回線、災害時最大60回線 基地局 東予市役所内(5W) 中継局 河北中学校内1箇所(10W) 遠隔制御装置 庁舎内8箇所 移動局(5W) ・車載型 市10台 消防団39台 計 49・可搬型 市 2台 計 2台 ・ 半固定型 市19台 地域8台 計 26・携帯型 市36台 消防団22台 地域13台 計 71・合 計 67台 61台 21台 計149億	子機なし 車載局8(10W、指令車・農地整備課・建設課・消防ポンプ車3・消防積載車2) 携帯局6(5W、総務課5・消防団1) 台 台	3 町移動系無線(周波数146.02MHz) 基地局1(10W、総務課) 子機なし 車載局9(10W・総務課、建設課、産業課、 5W・水道課 10W・消防団4、他1) 携帯局9(5W、総務課7・改善センター2)	移動系及び地域防災行政 無線については、合併後の統 合が必要。	新市移行後速やかに調整する。

### 消防防災関係に関する法令

### 災害対策基本法

(市町村防災会議)

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の 推進のため、市町村防災会議を置く。

(2~4 省略)

5 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例で定める。

### 災害対策基本法

(市町村地域防災計画)

- 第42条 市町村防災計画(市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該 市町村の市町村長、以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該 市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画 に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。こ の場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は、当該市町村を 包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。
- 2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1)当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内 の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務 の大綱
- (2)当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、 教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報 又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の 災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- (3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- (4)前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防 災会議が必要と認める事項

(3~5 省略)

### 水防法

(目的)

第1条 この法律は、洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防ぎょし、及びこれに因る 被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

(都道府県の水防計画)

第7条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、都道府県水防協議 会にはかって、当該都道府県の水防計画を定めなければならない。

(2 省略)

(水防計画)

第25条 指定管理団体の水防管理者は、水防協議会を置く指定管理団体にあっては当該水防協議会、水防協議会を置かず、かつ、災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議を置く市町村である指定管理団体にあっては当該市町村防災会議にはかって、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、都道府県知事に協議しなければならない。

(水防協議会)

第26条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、 指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組 合については、これらに水防協議会を置くものとする。

(2~4 省略)

5 前各項に定めるものの外、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定める。

### 先 例 地 の 事 例

### 〔瑞穂市〕

### 防災関係事業の取扱い

- (1)防災行政無線については、合併後当面は現行体制を維持し、新市において周波数の 統合を含め、管理運用の統合を図る。穂積町の機器更新整備については、できるだけ 早期に実施するものとする。
- (2)街路灯については、設置費及び修繕費は、新市で負担する。電気料等の維持管理費は、地元自治会負担とする。
- (3)消火栓設備については、新市の水道事業担当課で設置及び管理を行い、消防法及び 同法施行令の設置基準の範囲内で、原則設置するものとする。なお、既存の消火栓を 含め、設置及び管理に要する経費は、新市の一般会計で負担する。

また、格納庫、ホース、ノズル等及び消火器の設置については、設置経費は自治会 負担とし、その費用の2分の1を補助金として交付する。

(4) 穂積町の自主防災組織の育成事業については、合併後も継続していく。補助金については、補助方法及び内容について、新市において調整する。

### 〔山県市〕

### 防災関係事業

- (1)地域防災計画については、新市において速やかに策定する。
- (2)伊自良村及び美山町の防災行政無線(同報系)の運用は現行のとおりとし、関係機関と協議の上、新市において速やかに周波数の統一を図り、遠隔操作設備を市庁舎及び消防本部に整備する。
- (3)防災行政無線(移動系)の運用については、当分の間は現行のとおりとし、関係機関と協議の上、新市において速やかに3町村の周波数の統一を図るものとする。

### [いなべ市]

### 消防防災関係事業

事業の一体性を確立するために、新市において速やかに防災計画を策定する。

### 〔篠山市〕

### 防災関係の取扱い

- (1)防災会議については、合併時に新たに設置し新市において地域防災計画を作成する。
- (2)水防協議会については、新市において新たに設置し水防計画を作成する。
- (3)災害発生時の応急対策については、合併時に調整する。

協議項目	各種事務事業(人権・同和対策関係)の取扱	રું I	細項目人権・同和対策関係					
事務事業名	人権・同和対策(教育)事業		専門部会名	福祉部会・教育部	会 分科会名	福祉分科会・人権・同和教育分科会		
調整方針	人権・同和対策(教育)事業については、こ	これまでの取り組みの経緯を踏まえ、新市にお	らいても引き続き実施する	るものとする。				
	1	務 事 業 の T	現況		1			
 隣保館	一 西 条 市 ・大町会館		野 原 該当なし	町	小 松 該当なし	町 新市移行後速やかに調整する。		
	・氷見交友会館 館 数 2 大町会館 氷見交友会館 職員の状況 各館、嘱託館長と嘱託指導員の2名 運営審議会 (大町会館・氷見交友会館合同)10名	・河北会館 館 数 2 北星会館 河北会館 職員の状況 各館、非常勤館長と嘱託職員の2名 運営審議会 北星会館10名 河北会館10名						
同和地区生活相談員	該当なし	該当なし	同和地区生活相談員設置事業 4月1日に生活相談員辞令書 報酬月額 144,540円(広域附 毎月集会所で会合がある。	発令。	該当なし	現行のまま新市に引き継ぐ。		
	該当なし	該当なし	【県補助事業名】 広域隣保活動事業費補助金 県の基準額2,762,000円以 【補助率】 県3/4 町1/4		該当なし	現行のまま新市に引き継ぐ。		
社会教育集会所	山本集会所(S49 築 129.6 ㎡) 【運営】	東予市新市会館 (S50築 129.6㎡) 東予市楠浜会館 (S54築 129.9㎡) 東予市北条新田会館(H3築 129.9㎡) 【運営】	該当なし		該当なし	新市移行後も当分の間現行どおり とし、随時調整する。		
	山本自治会に委託 運営委員会規約あり	館長(非常勤)各館1名 任期2年 運審委員 各館7名 任期1年						
差別をなくす市民の集い	差別をなくす市民の集い開催 【開催日時】 12月 日曜日 13:00~ 【参加人員】 1,300人	該当なし	差別をなくす町民の集い開催 【開催日時】 8月 土曜日 19:0 【参加人員】 600人		差別をなくす町民の集い開催 【開催日時】 12月 日曜日 13:0 【参加人員】 500人			
市人権・同和教育研究大会	市人権・同和教育研究大会 【実施日等】 2月 市民会館 【参加者】 400人 就学前、学校、社会教育、企業、行政等	市人権・同和教育研究大会 【実施日等】 毎年12月第1土曜日、中央公民館で開催。 【参加者】 400人 就学前、学校、PTA、婦人会、公民館、 人権対策協議会、市職員、企業関係者、一般	該当なし		該当なし	新市移行後速やかに調整する。		

I+ ++		771.477	/m -=	1 MM 00 / MM	
協議項目	各種事務事業(人権・同和対策関係)の 	以扱い	細項目 人権・同和		
事務事業名	人権・同和対策(教育)事業		専門部会名福祉部会・	教育部会 分科会名 福祉会	分科会・人権・同和教育分科会
調整方針					T
	事 <del> </del>	務 事 業 (	D 現 況	<del> </del>	- - 具体的な調整内容
項目	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	
各種講座	・市民大学人権・同和教育講座 ・指導者養成講座	・人権・同和教育推進者養成講座 「あなたとわたしの人権教室」 ・職員指導者養成講座 ・人権・同和教育推進者研修会 ・人権・同和教育行政推進員養成講座	・同和教育推進者養成講座 ・同和教育指導者養成講座 ・同和教育地区別懇談会推進者養成講座 ・地区別高齢者学習会「いのち・あい・人権」 ・地区別婦人会同和教育学習会 ・丹原町シルバーコーラス「福寿草合唱団」 ・障害者差別をなくするための交流事業 「スプーンクラブ」 ・カウンセラー養成講座	・推進者養成講座「暮らしの中の同和教育講座」 ・地域で生かす同和教育講座	人権同和教育推進者・指導者養成講座については、新市移行後新たに制度を創設し実施する。 丹原町のみで実施のシルバーコーラス、スプーンクラブ、カウンセラー養成講座については、全市拡大実施の方向で検討する。 行政・教育職員人権・同和教育学習会については、東予市、丹原町の例により調整する。
子ども会	青空子ども会(飯岡地区) 大町竹の子会(大町地区) 下小川子ども会(大町地区) コスモスジュニア(神戸地区) 西の原子供会(氷見地区) 交友会館友の会(西中校区) 【概要】 ・会 場 隣保館・集会所等 5 会場 ・開 催 日 毎月1回~2回 ・活動内容 学習会、レクリエーション、スポーツ等の 行事、合同活動状況交流学習発表会等	新市会館子ども会(ひまわり会) 【概要】 ・会 場 北条新田会館・新市会館 2会館 (社会教育集会所) ・開催日 毎月1回(土曜日)	該当なし	該当なし	新市移行後も当分の間現行どおりと し随時調整する。
懇談会	地区別(小地域)懇談会 【内容】 小地域を単位に人権・同和問題について、様々な 懇談会形式で、地域住民を対象に学習会を行う。 ・期 間 7月~11月 ・会 場 公民館等 4150箇所 ・参 加 者 自治会単位 3000人 ・研修方法 啓発映画鑑賞 ・サブループでの話し合い 講義(人権条例研修)等		【内容】 公民館が主体となり、小中学校人権・同和教育 主任、 教育委員会の連携し開催	地区別(小地域)懇談会 【内容】 町内27自治会を対象に、身近な人権問題について話し合いながら、すべての人にとっての幸せな町づくり、様々な差別を無くしていく道筋等について考えていく。 ・期 間 7月~9月 ・会 場 集会所 27会場 ・参 加 者 600人 ・研修方法 ワークショップ方式 講師まとめ、助言	
	地区別同和教育懇談会 【内容】 五つの対象地区に行政・学校等から出向き、同和 教育等の実施状況を報告するとともに、住民からの 要望、意見を聴く。	77.			地区別同和教育懇談会については、西 条市の例により調整する。
同和教育指導員	同和教育指導員 【内容】 勤務形態 6時間/日、4日/週勤務 担当業務 広報誌掲載記事作成、同和教育協議会 事務、人権・同和教育講座講師		同和教育指導員 【内容】 勤務形態 8時間/日、3日/週勤務 担当業務 同和教育協議会事務、 人権・同和教育講座講師	該当なし	東予市の例により調整する。

協議項目	各種事務事業(人権・同	各種事務事業(人権・同和対策関係)の取扱い							対策関係			
事務事業名	人権・同和対策(教育)事業						部会名	福祉部会・	教育部会	分 科	会名	
調整方針						·					·	
	<del>-</del>	事	務	事		の I		況	<u> </u>			 具体的な調整内容
項目	西 条	市	東	予		丹	原	囲丁	小	松	町	
人権条例	西条市人権文化のますのでは、13名のでは、13名のでは、13名のでは、13名のでは、13名のでは、13名のでは、20名のでは、2	は の 下和者侵責とれて 三種下と戦 の で で で で で で の の の で で の の の の の の の の の の の の の	は で	引権本 て、施、等問展題民が、制 例民本課人的 前には利的 はそ策同へ題にが一尊や定 はのと題権と 生に人 、のを和のはよ生人重すす 、責なへ尊す の進 まつ権 平趣行問不、りじひさらる 人務るの重る 目す成 れいの 成旨っ題当国、てとれぎ。 権を事取都。 的る	1 3年12月 2 2 3年12日	前すい がかうの がかうの にお でついな門在る。 でついな門在る。 でついな門在る。 での、ないでは にお での、ないでは でいる。 でいるに でいる でいるに でいるに でいるに でいるに でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる	平生敬今より、 障にくる はまがっ ないっぱい ないしょく はいいい はまいっぱい はいいい はいいい はいれれん 当権 あおしち おに種なに 基互、づいなに種なに 基互、づいなに種なに 基互、づいない 間すこと を施りない 差関 かいゆく 題るとを 達済	8月 にていたいでは、 ないに でんだい でんしょう いっとり という はめより という はめより という という でん	(第 す、こののこ偏るの す、こののこ偏るの す、こののこ偏るの ででで念な、を も、は野さら明春 の、、ででで念な、を は野いら頂くす の、、ででで念な、を にでで念な、を にででったり、を のじへ。かを住る のじへ。かを住る はいりのじへ。かをはる はいりのじへ。かをはる はいりのじへ。かをはる	はと人、るに全ます 例、あをすめよと 前た人に高権平 生利宣本 互か努。 は女らなるるいを 条り権、揚侵水 まに言的 いわ力 基、ゆすとと権的 目権策権図を 本障人るもに尊と 的尊と尊るないが権 人等側 の平低 的害権だによ事す を重い重して	年がてたを、権窮け、人者履め、りごる。 達面つののする いっぱん かいこう こういん でいる はいっさい ない こうれい いっぱん でいった かいっぱん ない	田は ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (

協議項目	各種事務事業(人権・同和対	対策関係)の取扱い		細項目	人権・同和対策関係		
事務事業名	人権・同和対策 (教育)事業	¥ = -		専門部会名	福祉部会・教育部会	分科会名	福祉分科会・人権・同和教育分科会
調整方針							
i	1	事 務 事	業 の 	現 ジ			 具体的な調整内容
項目	西 条 市		<u> </u>	丹 原	町小	松町	
	人権尊重のまちづくりの担い手である。 識し、人権意識の高揚に努めるととも重される社会の実現に寄与するようのとする。  (計画の策定) 第4条 市は、人権施策を総合的かつ対するを策定するものとする。  (啓発活動の充実) 第5条 市は、市民の人権意識の高揚の発光組織の充実と啓発事業の推進に認重の社会的環境の醸成を促進するものとり、推進体制の充実と関係の表別に基づく施策を進するものという、推進体制の充実に努めるものという、推進体制の充実に努めるものという、推進体制の充実に対して、という、を受け、を受け、を受け、を受け、を受け、を受け、を受け、を受け、を受け、という、というでは、これでは、というでは、これでは、というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	もに人権が尊しに努めるものでは、自らあらう努めるものでは、自らあらう努めるものでは、自らあらう努める。  一般を図るため、第1ののとする。  「意を図るため、尊らのとする。 「意識調査等の実施とでする。 「意識調査等の実施とする。 「意識調査等の実施とする。 「意識調査等の実施とする。 「意識調査等の実施とする。 「意識調査等の実施とする。 「意識調査等の実施とする。 「意識調査等の実施とする。 「意識調査等の実施とする。 「意識調査等の実施とでする。 「意識調査等の実施とでする。 「意識調査等の実施とでする。 「意識調査等の実施とでする。 「意識調査等の実施とでする。 「意識調査等の実施とでする。 「意識調査等の実施とでする。」 「意識調査等の実施とでする。 「意識調査等の実施とでする。 「意識調査等の実施とでする。 「意識調査等の実施とでする。」 「意識調査等の実施とでする。」 「意識調査等の実施とでする。 「意識調査等の実施とでする。」 「意識調査等の実施とでする。」 「意識調査等の表表をしない、必要が表表をしている。」 「意識などきる。」 「意識などきる。」 「意識など、など、など、など、など、など、など、など、など、など、など、など、など、な	等のののでは、 等のでは、 等のでは、 のののでは、 ののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 ののでは、	の担い手であるとを記に努めるものとする。 はいい はい はい はい まである とい ない はい ない	は、大権意識等によるには、大権を対し、人権意識を対し、人権意識を対し、人権の関係を対し、、対し、、対し、、対し、、対し、、対し、、対し、、対し、、対し、、対し、	い。	られる が認識等の 作る に持さ に持さ をもも に持さ をもも に持さ をもも に持さ をもも に持さ をもも に持さ をもした。 をもも に持さ をもした。

### 先例地の事例

### 〔宇摩合併協議会〕

人権・同和教育施策については、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、新市においても引き続き実施し、事業内容の充実を図る。

### [南宇和合併協議会]

人権・同和対策業務については、現行のとおり引き継ぐものとする。

### 〔さぬき市〕

人権 (同和)対策関係事業については、これまでの取組の経緯を踏まえ、新市においても次のとお り引き続き取り組むものとする。

- 1 宣言・決議、条例・規則の制定、基本的計画の策定、行政組織の設置、啓発・教育組織の設置、 団体への加入については、新市において速やかに取り組む。
- 2 法律による事業及び個人給付的事業については、国及び県の基準により新市において統一して実施する。
- 3 人権問題に係る重要項目については、新市において速やかに計画を策定し、人権思想の高揚に努める。
- 4 公営住宅及び改良住宅の家賃は、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、新市において随時調整を図る。

### [西彼北部地域合併協議会]

人権・同和に関する行政については、新市に引き継ぐ。

### 〔日田市郡合併協議会〕

- 1 協議会については統一し、新市において引き続き実施し、事業内容の充実を図る。
- 2 人権情報センターについては、新市に引き継ぐ。
- 3 その他軽微な事項については、合併までに事務的に調整する。

### [高田郡六町合併協議会]

同和対策・同和教育については、一般対策への移行を行う。新市においては、6町のこれまでの成果と国・県の方針を踏まえ、広く人権対策に関する基本指針を策定するとともに、行政機構に総合的な人権対策に関する窓口を設け,総合的・計画的に推進する。

### (1) 同和対策事業について

- ア 同和福祉援護資金・支度金給付事業及び貸付事業のうち、人材育成につながる事業については、一般対策への移行措置を講じる。生活扶助を目的とする事業及び貸付事業については、一般事業への移行もしくは廃止の方向で調整する。
- イ 隣保館については、国が定めた隣保館設置運営要綱(平成14年8月29日)に基づき、人権会館として広く人権相談・人権啓発の拠点としての活用を図る。

#### (2) 同和教育事業について

- ア 人権啓発及び人権教育事業については、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)に基づき、新市においても積極的に推進する。
- イ 同和奨学金については、一般事業への移行を図り、充実させる。

36

### 合併協議項目 協議状況一覧表

	協議項目	提案 年 月 日	確認年月日	確認結果
1	合併の方式	H14.10. 7	H14.10. 7	西条市、東予市、周桑郡丹原町及び同郡小松町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。
2	合併の期日	H14.10. 7	H14.10. 7	合併の期日は、平成16年11月1日を目標とする。
3	新市の名称			
4	新市の事務所の位置			
5	財産の取扱い	H15. 3.28	H15. 5.23	2市2町の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。 財産区有財産は、財産区有財産としてすべて新市に引き継ぐものとする。
6	議会議員の定数及び任期の取扱い			
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い			
8	地方税の取扱い(その1)	H15. 1.31		
	地方税の取扱い(その2)	H15. 3.28		
9	一般職の職員の身分の取扱い	H15. 7.25		
1 0	地域審議会の取扱い	H15. 2.28	H15. 5.23	市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づく地域審議会を、合併前の西条市、東予市、丹原町及び小松町の各区域ごとに設置する。 設置に当たっては、地域審議会の設置に関する事項のとおりとする。
1 1	特別職の職員の身分取扱い			
	条例・規則等の取扱い	H14 . 12 . 27	H15 . 1 . 31	条例・規則等の取扱いについては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により、調整するものとする。  1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの  2 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの  3 従来旧市町で施行されていた条例等を、引き続き暫定的に施行させる必要があるもの  4 失効するもの
1 3	組織及び機構の取扱い			
	一部事務組合等の取扱い(その1)	H15. 3.28	H15. 5.23	道前福祉衛生事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。 周桑事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。 東予市・丹原町公共下水道事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。 東予市土地開発公社及び周桑土地開発公社については、所有する財産を西条市土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散するものとする。西条市土地開発公社については、新市の(新市名)土地開発公社として存続するものとする。 株式会社 西条産業情報支援センターの出資金については、新市に引継ぎ、管理運営は現行のとおりとする。
1 4	一部事務組合等の取扱い(その2)	H15. 5.23	H15. 6.27	新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に加入するものとする。 周桑病院企業団については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぎ、市立病院として存続するものとする。 西条市小松町共立大保木診療所協議会については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産については、すべて新市に引き継ぐものとする。 東予市周桑郡丹原町入会山組合については、合併の日の前日に解散し任意組合に移行する。任意組合の事務については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。 愛媛県町村議会議員公務災害補償組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。 愛媛県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。 愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に加入するものとする。 愛媛県市町村交通災害共済組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に加入するものとする。
	使用料・手数料等の取扱い(その1)	H15. 2.28	H15. 3.28	手数料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、合併時に統一する。
1 5	使用料・手数料等の取扱い(その2)	H15. 3.28	H15. 5.23	施設の使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原 則」を基本として、住民負担に配慮し、可能な限り統一に努めるものとする。 手数料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、合併時に統一する。ただし、一般廃棄物最終処分場処分 手数料については、管理型は東予市の例により、安定型は西条市の例により調整する。
	使用料・手数料等の取扱い(その3)	H15. 5.23	H15. 6.27	施設の使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」 を基本として、住民負担に配慮し、可能な限り統一に努めるものとする。
1 6	公共的団体等の取扱い	H15. 5.23	H15. 6.27	公共的団体等の取扱いについては、新市の一体性の速やかな確立を図るため、それぞれの団体の実情を尊重しつつ、統合整備に努めるものとする。
1 7	補助金・交付金等の取扱い(その1)	H15. 5.23	H15. 6.27	補助金・交付金等(団体運営補助)については、従来からの経緯、実情等に配慮し、その公益性の観点から検討し、次のように調整するものとする。 1 2市2町で同一又は同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。 2 2市2町の中で、独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つよう調整する。 3 整理統合できる補助金等については、統合又は廃止の方向で調整する。
	補助金・交付金等の取扱い(その2)			
1 8	町名・字名の取扱い			
1 9	慣行の取扱い	H14 . 12 . 27	H14. 1.31	1 市章については、合併後新たに定める。 2 市民憲章については、合併後新たに定める。 3 市の木、花については、合併後新たに定める。市の鳥、色については、合併後必要に応じて定める。 4 市の歌については、合併後必要に応じて定める。従前の音頭等については、地域の愛唱歌として伝承していく。 5 都市宣言等については、合併後調整する。
2 0	行政連絡機構等の取扱い	H15. 6.27		

	協議項目	提案 年 月 日	確認年月日	確認結果
	各種事務事業の取扱い			
	(1)国民健康保険事業関係			
	(2)介護保険事業関係			
	(3)福祉関係			
	(4)保健関係			
2 1	(5)環境衛生関係	H15. 5.23	H15. 6.27	一般家庭用ごみ袋配付 1 一般家庭用指定ごみ袋等の無償配付基準については、次の内容で調整する。ただし、合併する年度は旧市町の例による。なお、新市移行後の転入世帯等への指定ごみ袋等の無償配付については、合併時に配付基準を統一する。 (1)可燃ごみ袋は、1世帯大110枚とする。ただし、5人以上の世帯は、希望により30枚追加して配付する。 (2)不燃ごみ袋は、1世帯大20枚とする。 (3)粗大ごみ処理券は、1世帯大20枚とする。 2 指定ごみ袋等の配付手数料等の取扱いは、新市移行後速やかに東予市及び丹原町の例により調整する。  ごみの収集  ごみの収集  ごみの収集については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。ただし、不燃ごみ及び粗大ごみの収集回数については、新市移行後速やかに調整する。 環境美化事業  一斉清掃等の方法・日程については、現行のまま新市に引き継ぐ。  最終処分場 1 最終処分場の管理運営については、管理型・安定型ごとに合併時に調整する。 2 各最終処分場の機入範囲は、合併時に新市に拡大する。 3 最終処分場の機入範囲は、合併時に新市に拡大する。 3 最終処分場の機入範囲は、合併時に新市に拡大する。 3 最終処分場の機入範囲は、合併時に新市に拡大する。 3 最終処分場の機入範囲は、一般廃棄物処理基本計画を策定し、道前クリーンセンター等の焼却灰の処理を含め、最終処分場の整備を検討する。
	(6)消防防災関係	H15. 7.25		3 放派だが物は、物門が行政、 放洗来がた注至平計画と来たし、足前テラ ラ こ ラ ラ でがればがいた注と言い、
	(7)人権・同和対策関係	H15 . 7 . 25		
	(8)農林水産関係	1110 20		
	(9)商工観光関係			
	(10)都市計画関係			
	(11)建設事業関係			
	(12)上・下水道事業関係	H15. 6.27		
	(13)教育関係	1110, 0,21		
	(14)電算システム関係	H15. 3.28	H15. 5.23	電算システム関係については、次の基本的な考え方により、市民サービスの低下を招かないよう統合する。 1 合併時に電算システムを統一する。 2 合併前に情報通信基盤(ネットワーク)の整備を図る。
	(15)情報公開関係	H15. 6.27		
	(16)広報広聴関係	H15. 5.23	H15. 6.27	1 広報紙の発行については、現行のとおりの手法で新市において発行する。 2 広報ビデオについては、西条市の例により新市移行後速やかに調整する。 3 市民カレンダーについては、広報紙面内への移行の検討を含め、新市移行後速やかに調整する。 4 ホームページについては、合併時に新市のホームページを作成する。 5 市勢要覧については、新市において作成する。 6 広聴事業については、合併時に調整する。 7 まちづくり住民講座「出前講座」については、丹原町の例を参考に、新市移行後速やかに調整する。 8 CATV については、現行のまま新市に引き継ぐ。
	(17)その他の事務事業			
2.2	新市建設計画			